

極秘

8

第6次日韓全面会談の一般請求権
小委員会第8回会合

昭36.12.21
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会第8回会合は、12月
21日午後2時より同4時まで外務省234
号室において次のとおり双方委員出席の下に
開催された。

日本側出席者

主査	大蔵省理財局	宮川局長
副主査	〃	吉岡次長
補佐	外務省アジア局	卜部参事官
〃	大蔵省理財局外債課	桜井課長
〃	〃 管財局管理課	本間課長
〃	〃 〃 〃	森本事務官
〃	〃 理財局外債課	金子事務官
〃	〃 〃 〃	杉田事務官
〃	〃 〃 〃	笹田事務官
〃	郵政省貯金局第二業務課	軈田課長
〃	〃 〃 〃	石鍋事務官

第8回

補佐	外務省条約局法規課	小木曾 課長
	” ”	小和田 課長
	” 北東アジア課	柳谷 事務官
	” ” ”	杉山 事務官
	” ” ”	渡辺 事務官
	” ” ”	久一 事務官

韓国側出席者

主席委員	弁護士	金潤根
委員	韓国銀行副總裁	高範俊
”	産業銀行理事	洪升熹
”	韓国銀行參事	李相德
”	弁護士	鄭泰燮
	通信部郵政局 郵便貯金課長	金洛天
”	經濟企画院長秘書官	洪允燮
”	外務部政務局亞州課	李昌洙
”	公報官	李撥現

2. 議事要旨

(1) 冒頭、宮川主査より、本日の会合の進め方につき、韓国側の意向を質したところ、金主査より、前回未了の分をすませ、要綱第2項に関する専門家会議の結果を如何に扱うかを決定し、その後第6項まで討議を進めたいと述べたので、宮川主査より、前回要綱3.4.5について韓国側の説明があつた際、一応の見解を申ししたが、本日は要綱6.まで説明を聞きたいので、3.4.5項について細かい意見は再開後申上げたいと述べた。これに対し、金主査より、これを了承し、前回日本側より閉鎖機関、在外会社の処理に関するメモをもらつたが、これに対し疑問点を確認し、韓国側の見解を再陳述したいと思つたが、時間の都合で再開後討議したい、閉鎖機関、在外会社の処理財産中の韓国人分に関する文書をいただければ次に進みたいと述べた。

(2) これに対し、宮川主査より、在外債権者のための保留財産の処理状況に関して関係部局に照会したところ同局は資料の提出を拒むわけではないが、何分莫大かつ複雑なので、本日には間に合わないとのことであつた。来春自分として誠意をもつて提出に努力するということで了解をえたいと述べたのに対し、金主査より、韓国人の分配、供託関係の資料を休会中に代表部を通じて提出してもらえないかと質したので、宮川主査より、できるだけ努力する旨述べた。

(3) 宮川主査より、要綱4に関する韓国側見解に対し、これを十分検討する時間的余裕がなかつたので、今日はとりあえずの反論を申し上げ、詳しいことは明年になつてから申上げたいとして、次のとおり述べた。

「韓国側の御見解の根底に旧朝鮮地域に本店、本社その他主たる事務所を有していた閉鎖機関、在外会社は終戦前から韓国法

人であつたとする御考えがあるように思いますが、この点についてはわれわれは根本的に所見を異にしているのであります。すなわち、これらの法人は地域的にも当時日本領域の一部であつた旧朝鮮地域にあつたものであり、設立の根拠も日本の議会における通常の立法手続を経た法律なり、あるいは、これに基づく法体系によつていたものであつて、これによつてみても、これら法人が日本法人であつたことは明らかであると考えます。従つて、韓国側が請求されるこれら閉鎖機関、在外会社の在日財産の帰属はかかる見地に立脚し私有財産尊重の条理と国際先例の法理に従つて考慮すべきであると考えるのであります。」

- (4) 上記の宮川主査の発言に対し、金主査より、地域は日本の統治下であつたが、法域は別個のものであり、準拠法律もすべて朝鮮にのみ施行されたものであると反論した。
- (5) 宮川主査より、要綱2に関する臨時小委員会の検討の結果については報告をうけているが、原資料を如何に扱うか等に関して十分な検討が必ずしもなされなかつたようであり、報告の結果の扱い方については、休会明けに検討することにしたいと述べ、金主査より、ただ今の宮川主査の発言の意味は、臨時小委員会は一応終つたこととし、この報告を本委員会でどう処理するかは休会明けに決めるといふことと了解し、これに異存ないと答えた。
- (6) 吉岡副主査より、韓国側請求のうち徴用韓人の補償金の算定資料を頂けないかと述べたところ、金主査はこれを了承した後、李副主査より前回の説明を訂正したいと述

べ、一般徴用労務者については韓国内徴用は含んでいないが、軍人軍属は韓国内の分も含まれていると説明した。

(7) 次いで要綱5の(5)「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」に移り、金主査より、本項には恩給と寄託金の請求があるとの説明があつた後、李副主査より、まず恩給につき次の数値をあげた。

種類	人数	金額
年金	35,120名	289,645,000円
一時金	20,268	16,549,970
計	55,388	306,194,970

日本側よりの質問に答え、韓国側金主査および李副主査より、本件の内容につき次のように敷衍説明した。すなわち、(1)上記請求には軍人軍属に対する普通恩給を含むが、傷病恩給および遺族扶助料は要綱5の(4)の補償金に含まれるので本項には含まれない。(2)文官恩給の国庫支弁、地方費支弁等複雑な細かい内容はわからな

いが、所属官署別数値はわかる。(イ)韓国側資料は1947年米軍政庁が郵便局官署を通じて調査したものに基づいており、どの程度正確かわからない、むしろ日本政府に正確な資料があると思われるので、休会後、小委員会を設置、検討したい、(ウ)金額の算定に関し、年金については1年間の金額を算定し、平均寿命等を勘案し、この終戦後から20年分を請求した、(エ)請求の内容は終戦前の既裁定分および終戦当時申請中のもののみであり、また軍人軍属の補償金とは関係ない。

吉岡副主査より、恩給法の対象は日本人のみであるが、これに対し韓国側は受給権者が日本人の身分を失つた後も、その死亡までの期間請求されるのかと質したところ、金主査より、終戦前韓国人も恩給基金を納めていた関係を考慮して請求するのであると答えたので、吉岡副主査より、基金の納付は名目的なものであつた、いずれにしても問題が専門的

であるので、専門家による十分な意見交換が必要であろうと述べ、金主査もこれを了承した。

- (8) 恩給請求に関連し、吉岡副主査より、前回韓国側から説明のあつた要綱5の(4)の補償金の算定基礎を出してもらいたい、特に負傷者1人1.650ドルの請求根拠はいかにして算定したのかと質し、金主査より、日本の現行の援護法により負傷程度の平均をとり算定したものであると答えたので、吉岡副主査より、どの辺で何をとられたか知りたいと述べたところ、韓国側は確答を避けた。

(9) 次いで寄託金の説明に移り、韓国側金主査より、終戦後、在日韓国人が帰ってきた際、日本政府に預けていたものであるとして次のとおり説明した。

(イ) 税関に預託された通貨類	10510.200円58銭
(ロ) 鮮銀券と交換した日銀券	48714.690円
(ハ) 旧朝連に寄託し現在日本政府に差押えられているもの	54550.000円

計

113774.890円58銭

吉岡副主査の問に答え、李副主査より、(イ)に関しては、1951年9月9日付大蔵省書簡に金額が表示してある。(ロ)に関しては、引揚韓国人のために米国軍政府が韓国より鮮銀券を送り、引揚韓国人所有の日銀券と交換してやつたらしいが、決済の記録がないので、その対価を請求するものである。(ハ)に関しては、帰国韓国人の持帰り金に制限があつたので、朝連が一部預つていたが、その後朝連が不法団体として解散さ

れ、その預り金は差押えられた上、供託されていると聞いていると説明した。

(ここにおいて宮川主査退席)

(10) 次いで要綱5の(6)「韓国人の対日本人または法人請求」に移り、金主査より、本項の表現は一般的になつてゐるが、内容は韓国人の日本生命保険会社に対する請求権に限定したい。すなわち終戦までに韓国人が生命保険に加入していたのがそのままになつてゐるのを清算したいと述べ、李副主査より、加入者の責任準備金を請求するもので、金額は4億3800万円であり、関係日本会社は19社である。資料は個人の加入者名簿はなくしたが、会社別に当時調べたものがあると述べた。ト部副主査より、本件は私的請求権であり、これを政府でとりあげるのは難しいだろうと述べたところ金主査より、生命保険以外は後刻ふれたいと思うが、生命保険に関しては、金額も多

額であり、国交回復後個人対会社の関係で解決することは実際問題として難しい。また戦争中貯蓄奨励の一環として、半強制的に加入させられたことも考慮してほしいと述べた。これに対し、吉岡副主査より、請求する側では郵便貯金と同じといわれるかもしれないが、日本側としては生命保険は私企業であり、全然別個の問題であると述べたところ、金主査より、私企業の話であることは承知しているが、政府が関知しなかつたわけではないので、政府対政府でこの際決済してもらいたいと述べた。

金主査より(7)その他は現在のところ予定していないと述べた。

(1) 次いで要綱6の討議に入り、金主査より、
本項を下記の如く修正すると述べた。

「題目：韓国人（自然人および法人）の
日本政府または日本人（自然人および法
人）に対する権利の行使に関する原則。

内容：韓国人（自然人および法人）の
日本政府または日本人（自然人および法
人）に対する権利であつて、要綱第1項
ないし第5項に包含されないものは、韓
日会談成立後といえども個別的に行使す
ることができることを認定すること。こ
の場合には国交が正常化されるときまで、
時効は進行しないものとする。」

さらに、金主査より、修正の趣旨は、最
近日韓会談の討議の本格的進展に伴い、種
々の請求権を主張してくる者があり、時間
的にこれらを一々検討することができない
ので、会談とは別に、個人的に請求する途
を開いておきたいということであり、第1

項ないし第5項までに含まれている郵便貯金、有価証券等は一挙に解決し、その後に個人的に貯金通帳を提示する者があつても取り合ふ必要はないが、これに包含されない権利があつた場合、その主張は妨げられないことにしようとするものであり、要綱5の(1)有価証券の中の株式は同項からはずし、本項に含めたいと述べた。

これに対し、吉岡副主査より、韓国側の主張は非常に重要な点であり、かなり異論があるかもしれない。われわれとしては請求権という戦後処理の問題はすべて日韓会談でけりをつけるとの趣旨であり、後でまた何が出るか分らぬというのでは困ると述べ、また、卜部副主査より、軍令33号との関係でおかしなことになる、すなわち、日本人が韓国人に10万円貸し、その韓国人が当該日本人に1万円貸していた場合、10万円の分は軍令33号により請求しえ

ず、1万円の分のみ認められるということになる、と述べたところ、金主査より、本件と33号とは関係ない、韓国側は請求権のあることを認めるといつているわけではなく、請求権が成り立つかどうかを含め、日本なり韓国なりの裁判所で審議される権利を認めてもらいたいということであると述べた。これに対し、卜部副主査より、軍令33号に全く関係のない韓国人の請求の場合はあるいはよいのかもしれないが、軍令に関係のある場合おかしなことになると思いと述べ、桜井委員より、今次会談の韓国側請求に私的請求が排除されていればよいが、要綱の多くは私的請求権を含んでおり、この会談は私的請求権を含む問題を処理することを目的としているものであり、韓国側のこの主張により日本側の考え方を基本的に考え直さなければならぬかとも考えられると述べた。これに対し、金主査より、要綱第1項ないし第5項に属するも

のは私的請求権でも韓国政府が代理して片付けるので、これらは主張自体ができなくなる、これに属していないものは、主張はできるが、その請求権を認めるか否かは裁判所が判定するといふ、いわば説明的条項にほかならないと述べ、李副主査より、種々雑多なケースがあり、現在すべて日本側に提出するのが困難であるので、これらは個別的に解決するしか方法がなからう。例としては、日本占領地域の横浜正金銀行から本店に送金した送金小切手の決済とか、日本の銀行の韓国内支店の本店への預金などが考えられると述べた。

(12) ここにおいて、金主査より、これで韓国側請求第6項までの大体の説明が終つたと述べ、次の発言を行なつた。

「(1) 現在まで各項目について提示した請求額は便宜上円貨で行なつたが、
これの支払いは1945年の日本円対米ドルレートに換算したもので請求する。理論的には1945年8月9日現在のレートが適用されるべきであるが、終戦直後の改定レート15円対1ドルにて請求する。

(2) 現在まで討議を留保した事項及び『その他』で表示された項目は、請求を全然放棄するということではなく、討議を留保する趣旨である。

(3) 現在までの発言の要旨、数学、資料等について錯誤があつた場合いつでも訂正させていただきたい。」

これに対し、吉岡副主査より、(2)(3)につ

いては了承したが、(1)については大問題である。日本政府として、これまでの色々の戦後処理に際し、円債務において貨幣価値の変動を考慮したことは一度もない。いずれ官川主査より、日本側の考え方を申し述べることがあろうと述べた。

3. 新聞発表

双方協議の結果、「要綱5の(5)(6)および要綱6につき、韓国側の説明を聞き意見の交換を行なった」こととし、要綱6の題目に関しては韓国側修正のとおり発表することとなつた。

(注)

なお、本会合の終了後、韓国側より、以下の資料提出があつた。

1. 日本有価証券調書 (要綱5の(1))
2. 日本系通貨分類表 (要綱5の(2))
3. 日本系通貨立会焼却記録 ()
4. 被徴用韓人未収金に関する連合国 (要綱5の(3))
総司令部外交部書簡

5. 被徴用労務者数 (要綱5の(4))
6. 被徴用者数関係資料 ()
7. 引揚韓人税関預託金、未決済
銀券に関する大蔵省書簡 (要綱5の(5))